

随意契約結果一覧表（令和3年10月～令和4年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先               |                       | 八幡西区役所総務企画課 |           | 093-642-1442  |           |                         |    |
|-------------------------|-----------------------|-------------|-----------|---|-----------|-------------------------|----|
| 件名                      | 契約の相手方の商号又は名称         | 契約金額(円)     | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由   | 根拠法令※     | 予定価格(円)                 | 備考 |
| 令和4年度コムシティ公用車駐車場管理業務    | 公益社団法人 北九州市シルバー人材センター | 10,230,000  | 令和4年2月22日 | <p>黒崎駅西駐車場は、地下1階から7階までの建物で、市営駐車場部分(地下1階～7階)と公用車駐車場部分(黒崎駅西駐車場棟の屋上及びコムシティ高層棟の屋上)があり、市営駐車場部分については、指定管理者制度を導入している。当該委託は、公用車駐車場部分の管理業務であるが、黒崎駅西駐車場の管理室は1つしかなく、管制機器も共有していることから、指定管理者が一体的に管理する必要がある。</p> <p>※公益社団法人北九州市シルバー人材センターの指定管理者期間<br/>平成31年4月1日から令和6年3月31日</p>   | 自治法施行令第6号 | 非公表<br>(特命随意契約で、継続性がある) |    |
| 令和4年度八幡西区役所出張所清掃業務委託    | 西日本ビルメンテナンス協同組合       | 6,336,000   | 令和4年3月11日 | 指名競争入札を行った結果、入札不調となったため。  | 自治法施行令第8号 | 6,384,508               |    |
| 令和4年度折尾出張所フロアマネージャー業務委託 | 株式会社エイジェック 北九州オフィス    | 5,127,147   | 令和4年2月22日 | <p>本業務委託は、折尾出張所で行う個人番号カード等の裏書事務及び記入補助、窓口案内業務を委託するものである。</p> <p>区役所市民課における個人番号カードの交付事務及びフロアマネジメント業務を上記業者に委託しているため、一体的な履行が必要であり、経費の削減、円滑な業務実施が見込まれ、本市にとって有利であると認められる。</p> <p>なお、個人番号カード関連事務は、業務委託が認められているが、特定個人情報であるため、取扱事業者をいわずらに増やすことは個人情報保護の関係からリスクがある。</p> <p>以上により上記業者以外では、本業務を履行できない。</p> <p>※株式会社エイジェック北九州オフィスの市民課関連業務委託期間<br/>令和3年7月1日から令和5年6月30日</p> | 自治法施行令第6号 | 非公表<br>(特命随意契約で、継続性がある) |    |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令: 地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令: 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和3年10月～令和4年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先                |               | 八幡西区役所総務企画課 |            | 093-642-1339                                   |           |           |                                   |  |  |
|--------------------------|---------------|-------------|------------|--|-----------|-----------|-----------------------------------|--|--|
| 件名                       | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円)     | 契約締結日      | 随意契約とした具体的な理由                                  | 根拠法令※     | 予定価格(円)   | 備考                                |  |  |
| 令和3年度「エリア周遊型謎解きイベント」実施業務 | 株式会社朝日広告社     | 6,695,000   | 令和3年12月24日 | 公募型企画プロポーザル審査会での審査の結果、株式会社朝日広告社が選定されたため委託するもの。 | 自治法施行令第2号 | 6,486,000 | 当初契約金額6,486,000円<br>広報強化のため、契約変更。 |  |  |
|                          |               |             |            |  |           |           |                                   |  |  |
|                          |               |             |            |  |           |           |                                   |  |  |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和3年10月～令和4年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先                   |                   | 八幡西区コミュニティ支援課 |           | 093-642-1336   |           |                         |    |  |
|-----------------------------|-------------------|---------------|-----------|--|-----------|-------------------------|----|--|
| 件名                          | 契約の相手方の商号又は名称     | 契約金額(円)       | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由  | 根拠法令※     | 予定価格(円)                 | 備考 |  |
| 八幡西区各市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託 | 青山まちづくり協議会他32団体   | 196,523,720   | 令和4年3月29日 | 市民センターは地域住民のふれあいと交流の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該校区の自治会、社会協議会、小学校PTA、婦人会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適正であると認められるため。 | 自治法施行令第2号 | 非公表<br>(特命随意契約で、継続性がある) |    |  |
| 赤坂市民センター他10館清掃業務委託          | 株式会社アドバンスコーポレーション | 10,296,000    | 令和4年3月22日 | 入札不調による随意契約  | 自治法施行令第8号 | 10,296,330              |    |  |
| 青山市民センター他10館清掃業務委託          | 株式会社愛和环境管理        | 10,830,600    | 令和4年3月22日 | 入札不調による随意契約  | 自治法施行令第8号 | 10,831,392              |    |  |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和3年10月～令和4年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先          |               | 八幡西区コミュニティ支援課 |           | 093-642-1336  |           |            |    |
|--------------------|---------------|---------------|-----------|---------------|-----------|------------|----|
| 件名                 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円)       | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※     | 予定価格(円)    | 備考 |
| 池田市民センター他11館清掃業務委託 | 株式会社九州グリーンアース | 10,503,240    | 令和4年3月22日 | 入札不調による随意契約   | 自治法施行令第8号 | 10,503,345 |    |
|                    |               |               |           |               |           |            |    |
|                    |               |               |           |               |           |            |    |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和3年10月～令和4年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先               |                              | 八幡西区役所まちづくり整備課 |           | 642-1453   |           |                         |    |
|-------------------------|------------------------------|----------------|-----------|--|-----------|-------------------------|----|
| 件名                      | 契約の相手方の商号又は名称                | 契約金額(円)        | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由  | 根拠法令※     | 予定価格(円)                 | 備考 |
| 黒崎駅前他昇降機保守点検業務委託        | 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 北九州支店      | 2,478,300      | 令和4年3月4日  | <p>本業務委託では、本施設の構造および主要な機器構成等を熟知した業者による業務遂行が必要不可欠である。</p> <p>また、故障等が発生した場合、同一メーカーの部品による即時復旧が必要となる。</p> <p>一部を他社製造メーカーの部品とした場合、システム全体の責任区分が不明確となり、人身事故や故障発生時の対応も困難となる。</p> <p>よって、本施設の製造メーカーとして、各機器の構造及び機能を熟知している当該業者と特命随意契約とするもの。</p> | 自治法施行令第2号 | 非公表<br>(特命随意契約で、継続性がある) |    |
| 本城駅前他昇降機保守点検業務委託        | 東芝エレベータ株式会社 九州支社             | 11,220,000     | 令和4年3月11日 | <p>本業務委託では、本施設の構造および主要な機器構成等を熟知した業者による業務遂行が必要不可欠である。</p> <p>また、故障等が発生した場合、同一メーカーの部品による即時復旧が必要となる。</p> <p>一部を他社製造メーカーの部品とした場合、システム全体の責任区分が不明確となり、人身事故や故障発生時の対応も困難となる。</p> <p>よって、本施設の製造メーカーとして、各機器の構造及び機能を熟知している当該業者と特命随意契約とするもの。</p> | 自治法施行令第2号 | 非公表<br>(特命随意契約で、継続性がある) |    |
| 黒崎コムシティ前エスカレーター保守点検業務委託 | 株式会社 日立ビルシステム 西日本支社 北九州統括営業所 | 3,498,000      | 令和4年3月11日 | <p>本業務委託では、本施設の構造および主要な機器構成等を熟知した業者による業務遂行が必要不可欠である。</p> <p>また、故障等が発生した場合、同一メーカーの部品による即時復旧が必要となる。</p> <p>一部を他社製造メーカーの部品とした場合、システム全体の責任区分が不明確となり、人身事故や故障発生時の対応も困難となる。</p> <p>よって、本施設の製造メーカーとして、各機器の構造及び機能を熟知している当該業者と特命随意契約とするもの。</p> | 自治法施行令第2号 | 非公表<br>(特命随意契約で、継続性がある) |    |

随意契約結果一覧表（令和3年10月～令和4年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先          |               | 八幡西区役所まちづくり整備課 |           | 642-1453  |                   |                                 |    |  |
|--------------------|---------------|----------------|-----------|---|-------------------|---------------------------------|----|--|
| 件名                 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円)        | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由   | 根拠法令※             | 予定価格(円)                         | 備考 |  |
| 黒崎コムシティ前他昇降機管理業務委託 | 株式会社 九電工      | 7,826,280      | 令和4年3月11日 | <p>本業務委託は、カメラ及び昇降機管理盤による昇降機の監視等を含み、カメラモニター及び昇降機管理盤は、コムシティ内事務所に設置されており、同施設の建物管理システムの一部となっている。</p> <p>このことから、別途監視室を設けてモニター等を設置し人員配置を行う方式に比べ、コムシティの建物管理業務と一体として実施した方が大幅なコスト縮減を図ることができる。</p> <p>よって、コムシティ管理組合から同施設の建物管理業務を受託している当該業者と特命随意契約とするもの。</p> | 自治法<br>施行令<br>第6号 | 非公表<br>(特命随意契約<br>で、継続性があ<br>る) |    |  |
| 吉祥寺公園フジ管理業務委託      | 吉祥寺公園藤管理委員会   | 1,155,000      | 令和4年3月24日 | <p>吉祥寺公園藤管理委員会は、当該公園の藤管理のために設立された地元住民や吉祥寺の藤の管理者で構成された団体で、地区の気候、土壌、藤の管理に精通している。また、藤まつりと合わせた管理が必要であり、地元の協力は不可欠である。隣接する吉祥寺の藤は花の長さが1mから2mと長く、良好に管理している実績が認められる。</p> <p>他に藤管理を行うことができる地元団体もないこともあり、当該団体と特命随意契約とするもの。</p>                               | 自治法<br>施行令<br>第2号 | 非公表<br>(特命随意契約<br>で、継続性があ<br>る) |    |  |
|                    |               |                |           |   |                   |                                 |    |  |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和3年10月～令和4年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先               |                         | 八幡西区役所保健福祉課(子ども家庭) |           | 093-642-1449   |           |                         |    |
|-------------------------|-------------------------|--------------------|-----------|--|-----------|-------------------------|----|
| 件名                      | 契約の相手方の商号又は名称           | 契約金額(円)            | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由  | 根拠法令※     | 予定価格(円)                 | 備考 |
| 令和4年度北九州市放課後児童クラブ事業委託契約 | 青山放課後児童クラブ運営委員会 ほか25クラブ | 478,067,601        | 令和4年3月25日 | 放課後児童クラブの運営は、小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的とし、委託先については、「北九州市放課後児童クラブ事業実施要綱」第3条により、公益法人その他の市長が適当と認める公共的団体となっている。<br>従って、本事業については、各校区の地元関係者で放課後児童クラブの運営を目的として設立された運営委員会に対して委託するものである。 | 自治法施行令第2号 | 非公表<br>(特命随意契約で、継続性がある) |    |
|                         |                         |                    |           |  |           |                         |    |
|                         |                         |                    |           |  |           |                         |    |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号